



日下瑞貴（くさかみずき）

## 【生い立ち・略歴】

- 1990年北海道江別市生まれ、早稲田大学政治学研究科修了。PwCコンサルティング合同会社、株式会社野村総合研究所を経て、2020年に30歳の時にアセンド株式会社を創業
- プライベートは子ども3人（4歳女、1歳男、0歳女）、趣味はマラソン（フルマラソン：3時間54分、ハーフマラソン：95分）
- 起業の理由はコンサルティングや政策提言等、外からのアプローチに限界を感じ、業界側から運送会社主体の改革を実行するため。アセンドの目標は物流DXを通じて運送会業界の価値と地位を上げること
- そのため、社業はもちろん、業界団体の委員や理事、講演・執筆活動、政策提言等、業界活動も精力的に関与

## 【委員・講師】

- 「ロジスティクスコンセプト2030」、「ロジスティクスイノベーション推進委員会」、「ロジスティクス経営指標調査」（JILS）
- 運輸デジタルビジネス協議会（TDBC）理事
- 東京大学工学部システム創成科特別講師、中央大学商学部特別講師

## 【執筆/講演】

- 「フィジカルインターネットによる物流課題の解決」（ヤマト総研、学術論文部門受賞）、「物流DXの進め方」（物流ニッポン）
- 「物流DX講座」（全日本トラック協会）
- 全日本トラック協会、各県・支部トラック協会、地方自治体、民間団体・企業での講演会

## 【政策提言/行政案件】

- 自民党青年局及び関係省庁交えた官民物流勉強会（日昇会）事務局、関係省庁（国交省貨物課、国交省物流政策課、経産省物流企画室）の有識者ヒアリング、課長レクの実施
- 貨物自動車運送事業における取引状況調査、カーボンニュートラルの実現に向けた輸送形態の調査（国土交通省）
- 物流版ダイナミックプライシングエンジンの構築（内閣府）

# 富山県に初となる営業所を開設致しました。

北陸エリアの開拓推進のため、2025年2月より弊社初となる営業支店を富山県高岡市に開設し、また、北陸エリアでのエンジニア採用も併せて開始致しました。

営業所写真



住所：〒933-0073  
富山県高岡市荻布字川開688番地  
荻布倉庫株式会社 内

TEL：  
080-4107-9109（担当）  
03-6555-3055（本社）



- 中路将伍。北陸エリア推進担当者として25年1月から富山県高岡市に在住。
- 運送管理システム「ロジックス」の営業・導入支援を担当。



- 坂本圭佑。1988年富山県滑川市生まれ、金沢大学大学院卒業。合同会社DMM.comやベンチャー企業を経て現職。
- ソフトウェアエンジニアとして車両管理領域の開発を担当。



- 前田治。北陸コンピュータ・サービス(株)入社後、北陸エリアの中小企業向けシステム開発・営業、営業推進を経験後、地銀出向先ではITコンサル業務アドバイザーを担当。現在、アセンド社外部アドバイザー。

運送事業者としては実運送体制管理簿の作成・運送契約の書面交付・下請け行為の管理規定策定が義務化される。

## ■ 改正省令案の主な記載内容

### 実運送体制管理簿の作成

- 実運送体制管理簿作成は対象となる貨物の重量は **1.5トン以上**
- 実運送体制管理簿は運行終了後、遅滞なく作成
- システムに業務を寄せた結果として、複数の担当者で実施できる **荷主との契約で特定の実運送会社に輸送を依頼する旨が明記されて入れば、運行毎の管理簿への記載は不要**

### 運送契約の書面交付

- 書面には **①契約の当事者の氏名又は名称及び住所、②高速料金、燃料サーチャージ、その他特別に生ずる費用に係る料金、③運賃及び料金の支払い方法、④書面を交付した年月日の4点の記載が必須**
- 書面の写しを交付した日から1年間保存する必要あり

### 下請け行為の管理規定作成

- **貨物利用運送の年間取扱量が100万トン以上である事業者には運送利用管理規定の作成および運送利用管理者の選任義務が発生**
- 運送理世管理規定は翌年度の7月10日までに届け出
- 専任・管理規定の届け出は各地方運輸局長に対して実施

## 貨物運送事業法 施行規則 改正省令案

令和6年10月  
物流・自動車局  
貨物流通事業課

### 貨物自動車運送事業法施行規則等の一部を改正する省令案について

#### 1. 背景

第213回国会において、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和6年法律第23号。以下「改正法」という。）が成立し、令和6年5月15日に公布された。

改正法第4条では、貨物自動車運送事業における多重下請構造の是正を図るため、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「法」という。）において、運送契約締結時等の書面交付義務、下請事業者の健全な事業運営の確保に資する取組を行う努力義務、当該取組に関する運送利用管理規程の作成・運送利用管理者の選任義務（一定規模以上の事業者に限る。）、実運送事業者の名称等を記載した実運送体制管理簿の作成・保存義務等について規定し、当該規定については、改正法の公布後1年を超えない範囲内において、政令で定める日から施行するとされたところである。

今般、上記について国土交通省令に委任された内容等を踏まえ、貨物自動車運送事業法施行規則（平成2年運輸省令第21号。以下「施行規則」という。）、国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成17年国土交通省令第26号。以下「e-文書法施行規則」という。）等について所要の改正を行う必要がある。

#### 2. 概要

##### (1) 貨物自動車運送事業法施行規則の一部改正

##### <運送契約締結時等の書面交付義務関係>

##### ①運送契約に係る書面への記載事項等（新設）

法第12条第1項（第36条第2項において準用する場合を含む。）及び第24条第2項（第35条第6項及び第37条第1項において準用する場合を含む。）の規定により行う運送契約に係る書面（以下単に「書面」という。）の交付について、当該書面に記載すべき事項として、契約の当事者の氏名又は名称及び住所、有料道路の通行に係る料金・燃料価格の変動に伴い追加的に必要となる燃料費に係る料金（いわゆる燃料サーチャージ）その他の特別に生ずる費用に係る料金、運賃及び料金の支払いの方法、書面を交付した年月日を定めるとともに、当該交付義務の例外事由として、災害その他緊急やむを得ない場合を定める。

また、当該書面の写しを書面の交付日から1年間保存しなければならないこ

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000281962>

DXとは「デジタル技術を用いた経営改革」。それは個別業務の「デジタル化」とは異なる、「経営改革」であり、「戦略策定」と「継続性」がその本質。

### DXの定義

**DX = デジタル技術を用いた経営改革**  
**≠ 個別業務の単純なデジタル化**

### DXの全体像



「戦略策定」と「継続性」がDXの本質的なポイント！

DXの実践ポイントは、“業務・データ・組織の三位一体となった改革”を推進すること。

## 業務

- 受注⇒配車⇒請求書作成⇒データ分析まで**一気通貫でシステム化**することで業務を効率化
- システムに業務を寄せた結果として、複数の担当者で実施できる**標準業務フローを構築**

## データ

- 1つのシステムで**統合的にデータを管理し**、業務を行うだけで**自動でデータを収集**
- リアルタイムで**日次収支を可視化**、**月次分析も翌月5日で完了**

## 組織

- DXを推進する事で**組織の若返り**、業務の標準化による**パートタイム採用**
- 不採算コースを特定し**運賃交渉を実施**、**データに基づいた意思決定が可能に**